委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	令和8年度神戸市内景況動向調査報告書作成業務	経済観光局経済政策課（企画担当） 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0324	2026年4月1日	一般財団法人ひょうご経済研究所 神戸市中央区多聞通2-1-2	2,500,000	（株）みなと銀行及び（一財）ひょうご経済研究所が実施する景況調査の結果のうち、神戸市内企業に関する回答について集計・分析・報告書作成を行うものであり、かつ、結果の集計分析は（一財）ひょうご経済研究所が実施しているものであることから、同所以外では本業務を履行することができないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
2	「ひょうご・しごと情報広場」における就労支援業務	経済観光局経済政策課（雇用・労働担当） 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0336	2026年4月1日	一般財団法人兵庫県雇用開発協会 神戸市中央区相生町1-2-1	3,865,000	本業務は、兵庫県が実施している「ひょうご・しごと情報広場」の総合相談窓口と一本化しているものであり、県市が一体的かつ効率的に実施する必要があることから、「ひょうご・しごと情報広場」の運営を受託している一般財団法人兵庫県雇用開発協会へ委託することが最適である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
3	アフリカ月間in神戸企画制作・実施運営事業	経済観光局国際課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館7階 TEL：078-984-0286	2026年4月1日	特定非営利活動法人AFRIKCLEAN 西宮市神垣町5番30-201号	20,000,000	特定非営利法人AFRIKCLEANは、アフリカに関する専門知識を有し、アフリカ人のスタッフが在籍するなど、アフリカからの適切なゲストを招聘する人脈も持ち合わせている。 また、当該団体はアフリカ文化交流イベント“AFRIKA meets KANSAI”の主催団体であり、各国大使も出席する同イベントを10年以上継続して開催するなど、アフリカとの交流促進において豊富な実績を有している。 “AFRIKA meets KANSAI”のメインイベントは、これまで神戸を会場に円滑に実施されており、神戸におけるイベント実施のノウハウも十分に持ち合わせているほか、本法人と連携することで、効果的な広報、集客も期待できる。 本業務を適切に遂行できる団体は本法人以外にはないため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
4	水素産業への参入支援に関する業務	経済観光局ものづくり産業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0340	2026年4月1日	公益財団法人新産業創造研究機構 神戸市中央区港島中町6丁目1番地	8,000,000	本業務は、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査など、水素関連製品の研究・開発への支援や販路開拓支援を想定している。 これらの業務を円滑に遂行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共的団体であるとともに、業務遂行にあたり経験豊富な民間人材を保有し、中小企業への支援態勢を構築できる団体である。 これらの条件を満たす団体は他に無く、代替が可能な委託先が存在しないことから特命随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
5	IoT・AI・ロボット導入支援及び医療機器等分野への参入、開発支援に関する業務	経済観光局ものづくり産業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0340	2026年4月1日	公益財団法人新産業創造研究機構 神戸市中央区港島中町6丁目1番地	21,500,000	大手企業とのネットワーク、更に地元中小企業と大手企業、それぞれのニーズ・シーズを把握した上で、的確にマッチングを行う必要があり、高度な専門性も求められる。当団体は、市・県・地元企業等により設立された公益財団法人であり、阪神・淡路大震災からの復興及び産業の発展に寄与するとともに、新産業の創造と既存産業の発展をめざして、産学官連携による新技術・新製品の研究開発と中小企業等への技術支援に取り組んでおり、技術移転機関として大手製造業出身の経験豊富な専門家や、大学機関や大手企業等多岐にわたるネットワークにより、幅広い分野における支援体制を整えている。また、国のプロジェクトの採択においても実績がある。また、営利団体ではなく公益財団法人であるため、中立的な立場で企業を支援することができる。さらに、市内企業の支援実績が豊富であり、市内中小企業の状況にも精通していることから、本業務を確実に履行が見込める唯一の団体であると考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
6	航空機産業のサプライチェーン構築支援に関する業務	経済観光局ものづくり産業課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0340	2026年4月1日	公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団 神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号	8,151,000	航空産業は、国際的な分業体制のもと高い技術力や国際規格に沿った品質管理が求められるなど、参入障壁が非常に高い分野であり、市内企業の参入に向けた支援を行っていくためには、高い専門的知見が不可欠であることから、委託により本業務を遂行する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
7	商店街・市場応援隊派遣事業	経済観光局商業流通課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0346	2026年4月1日	①神戸市商店街連合会 神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号 神戸市産業振興センター5階 ②神戸市小売市場連合会 神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号 神戸市産業振興センター5階	19,212,000 （内訳） ①神戸市商店街連合会： ¥12,666,000.− ②神戸市小売市場連合会： ¥6,546,000.−	本事業は、相談体制の確立及び人的支援による商店街・小売市場の機能強化を目的としている。本業務の遂行をするにあたり、市内の商店街・小売市場の実態や状況を熟知していることが必要不可欠であり、神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会は、商店街・小売市場の中枢機関として①人材交流や情報交換の機会の創出、②各種研修及び啓発事業、③独自の情報発信、④加盟団体間の連絡調整や意見集約、といった事業を通じて商店街・小売市場との信頼関係を構築するとともに、実態や状況を熟知している。以上のことから、神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会が商店街・小売市場の実情に応じた寄り添った支援を行い、円滑かつ確実に遂行できる唯一の事業者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
8	市内小売市場と連携したフードサポート事業	経済観光局商業流通課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階 TEL：078-984-0346	2026年5月1日	神戸市小売市場連合会 神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号 神戸市産業振興センター5階	11,000,000	本事業は小売市場の新たな販路開拓のための実証事業として、本事業で得られた知見やノウハウを活かして、市内小売市場の顧客獲得や売上増加等、活性化に繋げていくことを目的としている。本業務を遂行するにあたり、市内小売市場の実態や状況を熟知していることが必要不可欠である。神戸市小売市場連合会は、市内小売市場の多数が加入している団体として、①人材交流や情報交換の機会の創出、②各種研修及び啓発事業、③独自の情報発信、④加盟団体間の連絡調整や意見集約、といった事業を通じて市内小売市場との信頼関係を構築するとともに、実態や状況を熟知している。以上のことから、神戸市小売市場連合会が、本事業を円滑かつ確実に遂行できるノウハウや実施体制を持つ唯一の事業者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
9	市有泉源の維持管理業務	経済観光局観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 TEL：078-984-0361	2026年4月1日	株式会社有馬温泉企業 神戸市兵庫区新開地１丁目３番24号	35,508,000	市有泉源のうち、いわゆる金泉（含鉄ナトリウム塩化物強塩高温泉）を湧出する泉源（天神・妬・極楽・御所）においては、その泉質から、揚湯管（泉源から温泉を引き上げる管）内にスケール（析出物・含有物）が取り付き、温泉湧出を減少させる。このため、頻繁に揚湯管を取り替え、温泉の湧出量の確保を図る必要があるうえに、高圧の炭酸ガスによって自噴している泉源の温度は90度以上と高温で、安全かつ安定した日常管理には一般的な泉源管理と異なり、特殊な技術と経験の蓄積を要する。有馬温泉企業は、これまでの有馬温泉での泉源管理の実績により、日々の泉源の変化に対応した安定的な維持管理ができる唯一の企業である。 さらに、株式会社有馬温泉企業は、給湯事業を行うことを目的に、神戸市と神戸電鉄が各々50%出資した会社で、市有泉源や同社所有泉源による旅館等への給湯事業を長年、主な業務としており、同社取締役は有馬温泉泉源保護協議会に委員として選任されていることから、地元と連携して有馬全体の泉源管理にも精通している。 また、1941年より自社の有明泉源の維持管理を通じて得た高度な知識と技術だけでなく、泉源のある有馬町内に社員が常駐し、異常発生時の迅速な緊急対応が可能な唯一の企業でもある。 以上のことを総合的に勘案して、同企業に対して随意選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
10	神戸国際展示場1号館熱源改修工事支援業務	経済観光局観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 TEL：078-984-0361	2026年7月10日	一般財団法人　神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号	320,597,000	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
11	神戸国際展示場1号館シャッター他改修工事支援業務	経済観光局観光企画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 TEL：078-984-0361	2026年7月10日	一般財団法人　神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号	75,772,000	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
12	令和8年度「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」推進の加速化総合運営業務	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0369	2026年4月1日	一般財団法人　神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和１５５７－１	120,365,000	調査、栽培、研修など専門的な知識や技術を活用するものであり、市の有する知識や技術だけでは目的を達成できないため、その性質及び目的が競争入札等に適しない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
13	令和8年度 北区淡河町の拠点創出に向けた土地確定測量等業務	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0371	2026年6月23日	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 神戸市中央区下山手通5丁目７番６号	9,599,700	公共嘱託登記であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
14	令和8年度神戸市林地台帳更新および森林ゾーニング業務	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0372	2026年4月1日	株式会社パスコ神戸支店 神戸市中央区磯上通４丁目１番６号	13,299,000	当該事業者が構築・運用する「庁内共用GISシステム」への搭載及び運用稼働している。また、著作権上、本システムを他社がそのまま使用することができないかつ、新たなにシステムを開発するには多大な費用を要することから、当該事業者に業務を委託することが最適である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
15	令和8年度ため池廃止業務（その１）	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0372	2026年4月20日	兵庫県土地改良事業団体連合会 神戸市中央区北長狭通5丁目5-12 兵庫県土地改良会館	9,082,700	契約相手方と締結している、ため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
16	令和8年度ため池廃止業務（その2）	経済観光局農政計画課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0372	2026年4月24日	兵庫県土地改良事業団体連合会 神戸市中央区北長狭通5丁目5-12 兵庫県土地改良会館	39,826,600	契約相手方と締結している、ため池防災工事の推進に係る連携協定に基づき実施する業務であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
17	垂水漁港車両整理場維持管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0382	2026年4月1日	神戸市漁業協同組合 神戸市垂水区平磯3丁目1-10	22,000,000	垂水漁港車両整理場は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に基づく漁港の機能施設のうち、輸送施設（駐車場）に該当し、垂水漁港の建設に併せて整備した。船曳網漁業で漁獲し水揚したシラスやイカナゴを加工場まで運搬する大型保冷車の駐車、昼市の漁獲物の集荷や買参人の業務用車及び漁業関係車の駐車場として利用しているが、漁業活動を妨げない範囲内で、一般車も駐車可能とし活用する。漁業活動の状況に応じて、臨機応変に、また、一体的に漁業活動に支障がでないよう調整し、漁業関係者及び一般車両の車両整理場として管理運営する。 以上から、漁業関係車及び一般車の車両整理場として、一体的に漁業活動に支障が出ないよう調整し管理運営できるのは、神戸市漁業協同組合のみである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
18	神戸市立栽培漁業センター管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0382	2026年4月1日	一般財団法人　神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和1557-1	63,202,000	栽培漁業は、兵庫県漁業基本計画に基づき、遺伝的多様性のリスクや疫病対策等の観点から公的機関が連携して実施している。（公財）ひょうご豊かな海づくり協会は現状の施設管理以上に管理施設を広げることはできないため、本業務を履行できるのは、技術と知識を有し、開設当初から管理を行い、漁業者との信頼関係を構築している（一財）神戸農政公社のみである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
19	神戸市西部域漁港管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0382	2026年4月1日	一般財団法人　神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和1557-1	78,600,000	漁港施設の管理には、漁業者や市漁協との密接な連携が必要なほか、漁業権や漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁船に関する知識が必要である。また地元住民との連携が不可欠であり、近隣住民とのトラブル及び環境問題等への対応や渋滞対策について、地域の状況を十分に把握し適切に対応できることが必要である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
20	道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0380	2026年4月1日	一般財団法人　神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和1557-1	281,539,000	当該事業者は、農業振興事業として、種苗供給や地域固有品種の資源管理等のバイテク事業や、新品種・新品目の試験栽培等について、豊富な経験と技術的なノウハウを有し、農業者への安定供給や情報提供を行っている。 地域固有品種の管理としては、地域外への流出を防止することが重要であり、公的な機関による管理が望ましく、農業者からもそのような要請がある。 また県から、果樹の就農希望者の研修機関として認定を受けており、新規就農者の育成にも取り組んでいる専門的な機関である。 当該事業者は、上記の農業振興業務に加え、来園者への情報発信や、果樹園や植栽をはじめとする「園内修景管理業務」、温室等の農業振興に必要な「建物の維持管理業務」、「設備等インフラ施設の管理業務」といった、異なる業務を一体的に管理できる技術とノウハウを持つ唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
21	道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」情報発信・休憩施設管理運営業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0380	2026年4月1日	株式会社北神地域振興 神戸市北区大沢町上大沢2150	6,867,640	当該事業者は、農産物直売所、物販・飲食スペース、情報発信機能を備えた施設「FARM CIRCUS」の整備事業者であり、農産物直売所、物販・飲食スペースについては当該事業者が運営している。 事業者公募の際、当該事業者から情報発信・休憩施設の運営についても食や農業、観光を始めとした神戸の魅力を発信する具体的な内容の提案をいただいている。 本施設は市と当該事業者との共有物件であり、一体的な施設管理を行うことが効率的である。 以上のことから、本事業を実施することができる団体は他にない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
22	こうべアグリパーク維持管理業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0380	2026年4月1日	神戸農業公園再整備・KOBE里山SDGs共同事業体 養父市丹戸896番地2	40,000,000	旧農業公園再整備全体運営事業において、令和6年11月にプロポーザル方式によって 神戸市農業公園再整備・KOBE 里山SDGs共同事業体が委託先候補事業者として選定され、令和7年1月より再整備事業者として再整備事業に着手している。 事業公募時に事業者が使用する以外の箇所を神戸市の管理範囲とし、市から事業者に維持管理業務を委託予定である旨を記載しており、旧農業公園の再整備事業と一体的に維持管理業務を行うことが合理的かつ効率的である。 以上のことを総合的に勘案して、委託先候補者に随意選定することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
23	神戸の花による街の彩ガーデン等設営管理業務	経済観光局農水産課 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 TEL：078-984-0379	2026年4月1日	神戸市花き協会 神戸市北区大沢町上大沢2150	9,000,000	当該事業者は、神戸市内の全ての花弁生産者が加入する組織であり、神戸産の花を年間通して臨機応変に供給できる団体である。神戸市内における花の生産者は出荷先市場がそれぞれ異なるため、一般業者で神戸産の花全てを入手するのは困難である。一方、当該事業者では、神戸産の新鮮で高品質な花を一般の流通価格より低価格で確実に手配ができ、地元農家であることから、地産地消の推進や地域の生産振興にも大いに寄与する。また、展示の設営管理計画を立て、それに基づき花の計画生産を行うとともに、その生育状況を勘案し、展示に最適な状態の花を用意し、スムーズに業務遂行ができるのは、当該事業者だけである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）
24	神戸産堆肥利用促進事業	経済観光局西農業振興センター 神戸市西区伊川谷町潤和1058 TEL：078-975-6857	2026年4月1日	一般財団法人　神戸農政公社 神戸市西区押部谷町高和1557-1	28,500,000	一般財団法人神戸農政公社は、昭和54 年に市域農業の発展を目的に設立されて以来、市内の畜産振興などに携わっており、堆肥あっせん事業として農家に対し堆肥の販売取次業務を実施しているため、その仕組みを利用して効率良く当該事業を実施することができる。また、堆肥を生産する畜産農家及び堆肥を利用する耕種農家との信頼関係や市、JA とのネットワークも構築しており、当該事業を実施できる団体は他にはない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
25	神戸市中央卸売市場本場施設管理業務	経済観光局中央卸売市場運営本部本場 神戸市兵庫区中之島1-1-4 TEL：078-672-8152	2026年4月1日	日本管財株式会社本店第４事業部 神戸市中央区御幸通7丁目１番15号 三宮ビル南館6階	18,993,040	当該事業者は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。本業務は、PFI事業以外の既存施設の同種・同類の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務（緊急対応含）、修繕等対応業務であることから、すでに受託している業務と一体的に実施することが最適である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
26	東部市場使用料等収納管理事務（青果）	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場 神戸市東灘区深江浜町1-1 TEL：078-413-7071	2026年4月1日	神戸市東部青果卸売協同組合 神戸市東灘区深江浜町1-1	2,773,980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
27	産業廃棄物、動物系固形不要物の収集運搬・処分業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区苅藻通7-1-20 TEL:078-671-1593	2026年4月1日	徳島化製事業協業組合 徳島県徳島市不動本町3-1704-1	豚毛・と畜内臓廃棄物 5,016,000円 牛の特定部位 1,100円/頭	西部市場より継続的かつ大量に発生する、動物系固形不要物（牛の特定部位・豚毛・内臓廃棄物）を焼却処分できる能力を保有している事業所、また、収集運搬から処分まで一括して行うことができる事業所のうち、本委託業務に応札する意向を示している事業所は当該事業所しかいないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
28	産業廃棄物、汚泥の収集運搬・堆肥化処分業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区苅藻通7-1-20 TEL:078-671-1593	2026年4月1日	近畿環境サービス株式会社 大阪市西淀川区歌島2-1-12	31円/kg	西日本（九州を除く）において、農林水産大臣による「牛脊柱が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた堆肥化事業所のうち、と畜汚泥の処理が可能な堆肥化事業所は2者あるが、西部市場から大量発生する汚泥の収集・運搬・適正処分までを一括請負する能力を有し、かつ兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
29	西部市場食肉センター運営業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区苅藻通7-1-20 TEL:078-671-1593	2026年4月1日	神戸中央畜産荷受株式会社 神戸市長田区苅藻通7-1-20	34,978,900	委託業務の内容が、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員があたっており、本業務の責任所在の明確化が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
30	西部市場食肉センター施設管理業務	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場 神戸市長田区苅藻通7-1-20 TEL:078-671-1593	2026年4月1日	花木工業株式会社大阪支店 大阪市淀川区西中島5-14-22	53,350,000	と畜から枝肉搬送までの処理工程からなる一環した設備であり、一般的に周知されていない特殊なシステムである。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者等の各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要。食肉の安全を確保する必要性から、衛生管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）
31	農家台帳システム等保守等業務	農業委員会事務局 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 TEL：078-984-0387	2026年4月1日	株式会社両備システムズ 岡山市南区豊成2丁目7番16号	2,574,000	本システムは当所属における農地関係事務に不可欠なデータベースであるが、システム開発者以外の事業者では、障害発生時の復旧対応など、システムの一部変更のためのプログラム変更などに適切かつ確実に対応できないことから、安定的な運用のため、当該システムの開発者と契約を行うもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）